

"Great Wall" Street Journal

# 長城街日報

～中国株の現場から～

No.048 (不定期刊)

東洋証券株式会社  
上海駐在員事務所 所長  
奥山 要一郎  
2007年入社。本社シニアストラテジ  
スト等を経て、2015年より現職



## 地下鉄でおでんは食べられません

上海の地下鉄の中で、若い女性がおでんを食べ始めた。目の前で繰り広げられるシュールな光景に、一瞬たじろぐ。彼女は周りの目を気にせず、コンビニおでんの容器に入った串刺しの練り物をハフハフしながら口に運ぶ。出汁がしみ込んでいてなんともウマそうだ。もうすぐ帰宅ラッシュが始まる夕方。私も小腹が空いてきた。「そうそう、中国人は練り物系が大好きなんだよなあ」と何気に思い出す。違う、そうじゃない。ここは地下鉄だ。飴やガムならまだしも、おでんをガッツリ食べていいのだろうか……。

★ ★ ★ ★ ★

マナー向上が叫ばれる昨今の中国。先日、都市軌道交通（地下鉄やLRTなど）の旅客輸送とサービスに関する行政法規が公布された。制定したのは中国交通運輸部（日本の国土交通省に相当）。こう書くとなんだか仰々しいが、何のことはない、運営側の基本的なルールや乗客が守るべきマナーが細かく書かれているだけだ。

同法規でまず目を引いたのは第36条の「車内飲食禁止」。乳児や病人を除き、車内で食べたり飲んだりしてはいけない。当たり前と思うかもしれないが、この国レベルの規定は画期的だ。交通運輸部の担当者は「都市軌道交通は密閉された環境で乗客が密集しており、においを放つ食べ物は車内の空気を悪くする。熱い食べ物で乗客がやけどする恐れもある」と指摘。ツッコミどころのない完璧な説明だ。

次に画期的なのは、同じ第36条の「音声の外部発声禁止」。スマホなどのマナーモードの徹底を図るもの。中国の高速鉄道や地下鉄、バス、飛行機などでは、周りを全く気にせず電話や動画を高音で楽しんでいる者が必ずいる。こっちでバキューン、あっちでドカーン。アクション映画がステレオ状態で“絶賛上映中”の車両に当たってしまったら、自分の運のなさを嘆くしかない。最近では、スマホで動画

アプリ「抖音(TikTok)」を流しつ放しの強者もいる。もちろんイヤフォンは使わない。“音ハラスメント”の抑止を願うばかりだ。

駅や運営側への要求も厳しい。第31条では駅にATMや自動販売機の設置を求めている。乗客サービスの一環ということだ。また、「駅員は乗客に対し、礼儀正しく親切に普通語（標準中国語）で接しなければならない」（第27条）。「自動券売機や自動改札機が故障の際はその旨をきちんと提示しなければならない」（第24条）。そして、「都市軌道交通の1日当たり営業時間は15時間を下回ってはならない」（第20条）。なんともきめ細かい規定が並ぶ。

第34条はかなり直接的だ。「自動改札を通る際、前の人にくっついたり、強行突破したりして『逃票』（タダ乗り）してはならない」。確かにその通りです。

★ ★ ★ ★ ★

中国は軌道交通大国。19年6月末時点で、中国全土37都市で197路線が営業運転中。総延長は6126キロに上る。計画中のものを含めると1万キロ超。その中で求められ始めたサービスやマナーの向上。政府が目指す「量より質」という構造転換方針にも合致するだろうか。

たかが地下鉄、されど地下鉄。駅のホームでそんなことを考えていたら、なんと今度はカップ麺をすする中学生を発見。しかも2人、仲よく立ち食いしているではないか！慣れとは恐ろしいもので、私は特に驚きもしない。「授業が終わり、おやつ代わりのラーメンかなあ」と感じた程度である。一つ不思議だったのは、どうやってお湯を調達したのかという点。水筒で持ってきたのか、近くのコンビニで入れてもらったのか、駅員専用の給湯器を強引に使用したのか……。

ただ、“ラーメン中学生”や“おでん女性”はそろそろ見納めかもしれない。冒頭の法規は来年4月から施行される。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

## ◆ 注 意 事 項 ◆

### 外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売の場合には差し引いた額) に対して最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。  
・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。  
・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。  
・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。  
・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。  
・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### 利益相反情報について

この資料を掲載後、掲載された銘柄を対象とした E B 等を東洋証券 (株) が販売する可能性があります。  
なお、東洋証券 (株) および関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載されている企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券 (株) が各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点の見通しであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券 (株) は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券 (株) に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号  
◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1  
Tel 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2019年11月8日  
審査部審査済